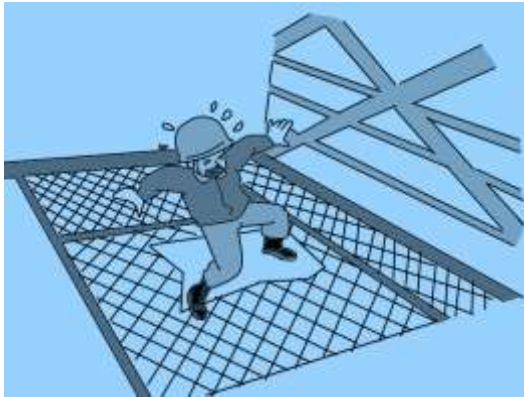


# 令和2年に発生した 建設業における労働災害事例

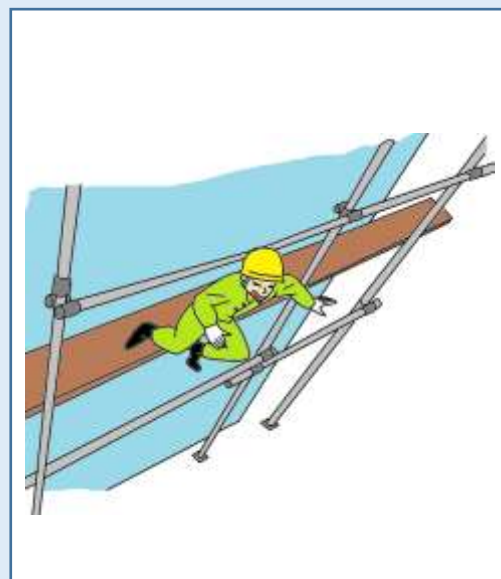


長崎労働基準監督署

# 災害事例

1

## ブラケット足場の手すりの隙間から墜落した



🕒	発生年月・時間	令和2年11月、15時00分
👤	被災者の属性	男性、64歳、解体工、経験19年
🚧	工事の種類	倉庫解体工事
🏠	発注の属性	民間
🏥	被災の程度	脳内出血・背骨骨折、休業見込み6か月
+	事故の型	墜落・転落

### 災害の発生状況

被災者は、屋根の瓦の撤去作業中、一側ブラケット足場の2層目（高さ3.6m）からトラックの荷台に瓦を投入していたとき、作業床から高さ90センチの位置に設けられた手すりの隙間から墜落し、頭部と背部を負傷した。なお、被災者は、保護帽は着用していたが、墜落制止用器具は着用していなかった。



原因

- ① 一側ブラケット足場上で作業を行う際、墜落制止用器具を使用していなかったこと。
- ② 倉庫の解体作業において、あらかじめ、作業手順等を決定し、関係労働者に周知していなかったこと。
- ③ 高所で作業を行う際、当該現場に墜落制止用器具を準備していなかったこと。



対策





- ① 一側ブラケット足場上での作業では、墜落制止用器具を使用させること。
- ② 倉庫の解体作業にかかる作業手順等を決定し、関係労働者に周知すること。
- ③ 危険予知活動(KY活動)の実施により、危険の共有を繰り返すことで、様々な災害を想定した安全意識の高い行動を意識させること。



- ① 墜落等による危険の防止について
  - I. 労働安全衛生規則第518条（作業床の設置等）
  - II. 労働安全衛生規則第519条
  - III. 労働安全衛生規則第521条（要求性能墜落制止用器具等の取付設備等）

# ローリングタワーの上から墜落した



	発生年月・時間	令和2年6月、15時00分
	被災者の属性	男性、60歳、一般作業員、経験10年
	工事の種類	体育館の耐震補強工事
	発注の属性	民間
	被災の程度	右肘骨折、休業見込み45日
	事故の型	墜落・転落

## 災害の発生状況

被災者は、ローリングタワー（移動式足場）の1段目（高さ1.8m）で、鉄筋に付着したセメントノコの除去作業中、足を踏み外して地面までに墜落し、右肘を骨折した。なお、当該ローリングタワー（移動式足場）には、手すりが設置されていなかった。



原因

- ① ローリングタワー（移動式足場）に手すりが設置されていなかったこと。
- ② 足場の組立て作業を行う労働者に対し、当該業務にかかる特別教育を行っていなかったこと。
- ③ 屋内の作業場において、足元を確認できる十分な照度が確保されていなかったこと。



対策

- ① ローリングタワー（移動式足場）については、墜落を防止するため、手すり等を設置すること。
- ② 足場組立て作業を行う労働者には、当該業務にかかる特別教育を行うこと。
- ③ 屋内作業場について、作業に支障のない十分な照度を確保すること。



- ① 特別教育について  
I. 労働安全衛生規則第36条第39号（足場の組立て等の業務に係る特別教育）
- ② 照度について  
I. 労働安全衛生規則第604条（照度）

# 移動はしごが風であおられ、墜落した



	発生年月・時間	令和2年9月、9時30分
	被災者の属性	男性、42歳、設備工、経験13年
	工事の種類	ソーラーパネル撤去工事
	発注の属性	民間
	被災の程度	腰椎・胸椎圧迫骨折、休業見込み3か月
	事故の型	墜落・転落

## 災害の発生状況

被災者は、2階建ての木造家屋の屋根上のソーラーパネルを撤去するため、壁に立てかけていた移動はしごで昇降しているとき、突風が吹いたため、移動はしごが横に滑り、地面に墜落し、背部を骨折した。



原因

- ① 移動はしごについて、転位を防止するための措置を講じていなかったこと。
- ② 強風等の悪天候で、高さ2メートル以上の箇所での作業の実施に危険が予想される時、当該作業に労働者を従事させたこと。



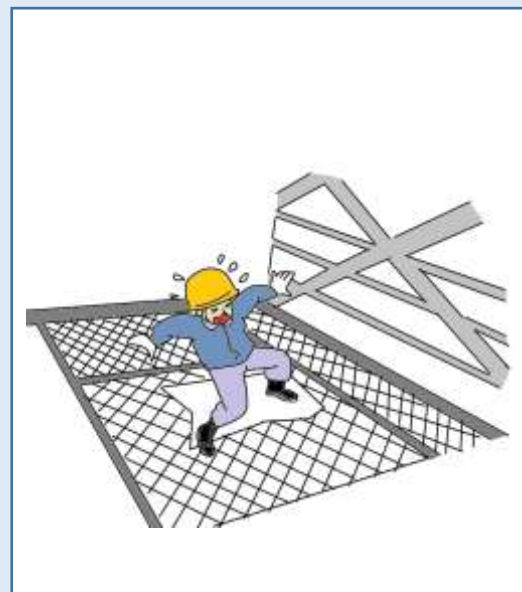
対策

- ① はしごの上端または下端をしっかりと固定すること。また、固定できない場合、別の者が下で支えること。
- ② 強風等の悪天候で、高さ2メートル以上の箇所での作業の実施に危険が予想される時は、当該作業を中止すること。



- ① 移動はしごについて
  - I. 労働安全衛生規則第527条(移動はしご)
- ② 強風等について
  - I. 労働安全衛生規則第522条(悪天候時の作業禁止)

# 点検台の床面を踏み抜いて墜落し、死亡した



	発生年月・時間	令和2年12月、15時55分
	被災者の属性	男性、57歳、鳶工、経験30年
	工事の種類	工場のスレート屋根補修工事
	発注の属性	民間
	被災の程度	外傷性くも膜下出血、死亡
	事故の型	墜落・転落

## 災害の発生状況

被災者は、工場のスレート屋根の張り替え工事で使用した足場の解体作業を行っていたところ、腐食していた既設点検台の床面を踏み抜いて約 8.8m 下に墜落し、死亡した。



原因

- ① 腐食していた点検台の床面に覆い等の墜落防止措置を講じていなかったこと。
- ② 高所で作業を行う際、墜落制止用器具を着用させていなかったこと。



対策

- ① 高さ 2m 以上の開口部等で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある個所に覆い等を設けること。
- ② 労働者に高所作業を行わせる場合は、墜落制止用器具を着用させること。



- ① 墜落等による危険の防止について  
I. 労働安全衛生規則第519条

災

害

事

例

5

## スレート屋根を踏み抜き、地面まで墜落した



発生年月・時間 令和2年12月、12時50分



被災者の属性 男性、40歳、大工、経験21年



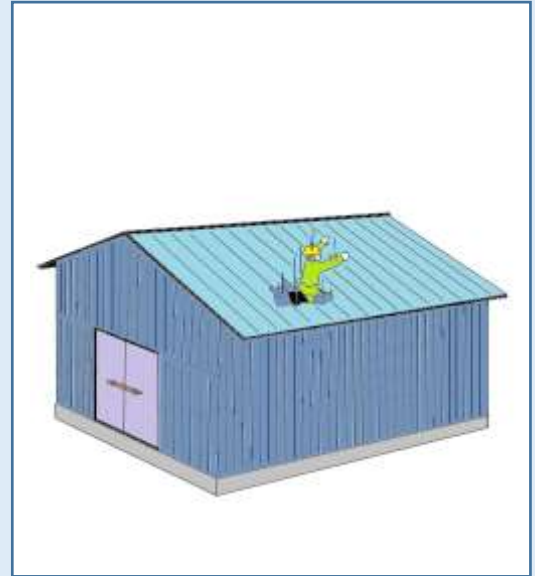
工事の種類 工場のスレート解体工事

発注の属性 民間



被災の程度 右足指骨折、右肘骨折、休業見込み3か月

事故の型 踏み抜き



災 害

の

発

生

状

況

被災者は、スレート屋根の撤去作業のため、当該屋根上に墜落制止用器具の取付け設備を設置する準備を行っていたとき、スレートを踏み抜き、高さ 5.3m 下の地面に墜落し、右足及び右肘等を骨折した。



原

因

- ① スレートの材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合、踏み抜きによる危険を防止するための措置を講じていないこと。
- ② 短時間の準備作業であったため、災害は起きないと、安全を軽視していたこと。



対

策

- ① スレートの材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき、幅が 30cm 以上の歩み板を設け、防網を張る等の踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じること。
- ② 短時間の作業において、「災害が起こるわけがない」「このくらいは大丈夫」等の危険軽視を行わせないため、定期的な安全衛生教育を実施すること。

関

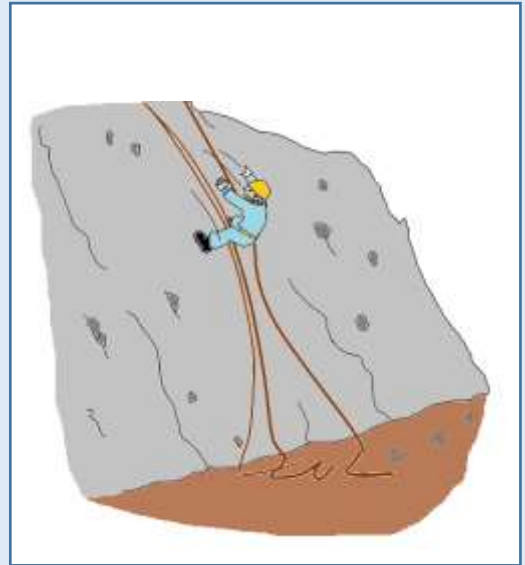
係

法

令

- ① スレート屋根の踏み抜き防止について  
I. 労働安全衛生規則第524条(スレート等の屋根上の危険の防止)

# ロープ高所作業中に墜落し、足を骨折した



	発生年月・時間	令和2年9月、15時05分
	被災者の属性	男性、41歳、法面工、経験15年
	工事の種類	道路の新設工事
	発注の属性	国
	被災の程度	右足踵骨折、休業見込み4日
	事故の型	墜落・転落

## 災害

### の発生状況

被災者は、法面(高さ4m)に保護フィルターを設置する作業中、安全帯のロリップをメインロープ等に取り付け、高さ2mまで登った後、隣のロープにロリップを取り替えていたとき、当該ロープの結び目が緩んで墜落した。なお、被災者は、補助ロープは使用していたため、法面の途中で止まったが、地面で右足踵を打ち、骨折した。



### 原因

- ① メインロープの結び目が緩んでいたこと。
- ② ロープ高所作業を開始する前、メインロープ等を緊結するための支持物の位置及び状態等を確認していなかったこと。
- ③ ロープ高所作業について、作業指揮者を定め、メインロープ等の緊結状況等を確認させていなかったこと。



### 対策





- ① メインロープ等については、支持物に外れないように確実に緊結すること。
- ② ロープ高所作業を行うときは、墜落等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、メインロープ等を緊結するための支持物の位置及び状態等を調査すること。
- ③ ロープ高所作業を行うときは、作業指揮者を定め、メインロープ等の緊結状況等の点検を行うこと。



- ① ロープ高所作業について
  - I. 労働安全衛生規則第539条の3(メインロープ等の強度等)
  - II. 労働安全衛生規則第539条の4(調査及び記録)
  - III. 労働安全衛生規則第539条の6(作業指揮者)

# 不整地運搬車に激突され、足を骨折した



	発生年月・時間	令和2年11月、14時00分
	被災者の属性	男性、71歳、解体工、経験50年
	工事の種類	木造家屋の解体工事
	発注の属性	民間
	被災の程度	左足首骨折、休業見込み3か月
	事故の型	激突され

## 災害

### の発生状況

被災者は、不整地運搬車（ハンドガイド式）で解体材を搬出中、階段の途中でエンジンが停止したため、再度エンジンを始動させたとき、何らかの理由でギアがニュートラルの状態となり、当該不整地運搬車が階段を滑り落ちて左足に当たり、左足首を骨折した。



原

因

- ① あらかじめ、作業場所の地形、不整地運搬車の能力等に適応するような作業計画を立てていなかったこと。
- ② 階段の途中で不整地運搬車の再始動させたこと。



対

策

- ① あらかじめ、作業場所の地形、不整地運搬車の能力等に適応するような作業計画を立て、作業者に周知すること。
- ② 不整地運搬車のエンジンを始動させる場合は、安定した水平な場所で行うこと。（上りは1速にギアを入れ、操作レバー等を作動させ、下りはRにギアを入れ、操作レバー等をさせる等の措置を講じてください。）

関

係

法

令

- ① 車両系荷役運搬機械について  
I. 労働安全衛生規則第151条の3（作業計画）



災

害

事

例

8

# 台船上でクレーン作業中、吊り荷に挟まれた



発生年月・時間 令和2年2月、12時30分



被災者の属性 男性、53歳、玉掛者、経験23年



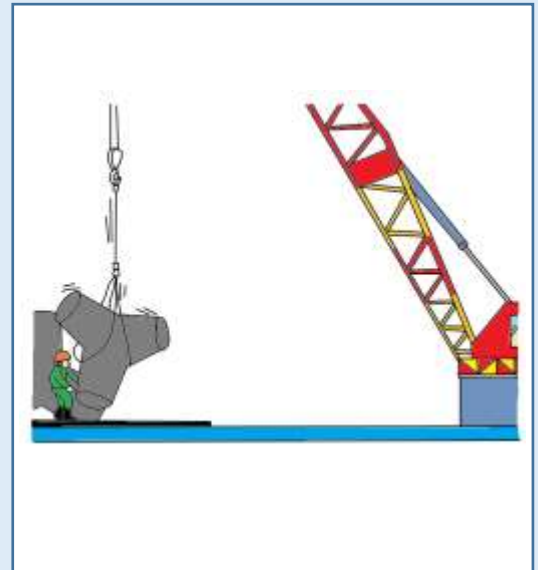
工事の種類 増殖場の整備工事

発注の属性 地方公共団体



被災の程度 左腕骨折、休業見込み4週間

事故の型 はさまれ、巻き込まれ



災

害

の

発

生

状

況

被災者は、起重機の台船上でブロック(重量 8t)の玉掛けし、地切りのため 30cm程吊り上げたとき、ブロックが振れたため、当該ブロックを抑えようとしたとき、別のブロックとの間に左手を挟まれ、左腕を骨折した。



原

因

- ① 移動式クレーン用いて作業を行うとき、荷の下に労働者を立ち入らせていたこと。
- ② ブロックを吊り上げる際、当該ブロックの周囲に別のブロックが置かれていたこと。



対

策

- ① 移動式クレーン用いて作業を行うときは、荷の下に労働者を立ち入らせてないこと。また、当該荷を誘導するときは、介助ロープ等を使用すること。
- ② 移動式クレーン用いて作業を行うときは、荷の近くに激突するおそれがある物に緩衝材等を設置すること。

関

係

法

令

- ① 移動式クレーンについて  
I. クレーン等安全規則第74条の2

# 携帯用丸のこ盤がキックバックして切創した



🕒	発生年月・時間	令和2年8月、11時20分
👤	被災者の属性	男性、67歳、大工、経験47年
🚧	工事の種類	木造家屋の改修工事
🏠	発注の属性	民間
🏥	被災の程度	右母指開放骨折、休業見込み4か月
+	事故の型	切れこすれ

## 災害の発生状況

現場内で、被災者は、携帯用丸のこ盤で角材を切断中、当該丸のこ盤が反発し、はずみで歯が右母指に当たった。



原因

- ① 携帯用丸のこ盤について、安全カバーが正常に作動しなかったこと。







対策

- ① 携帯用丸のこ盤については、安全カバーが正常に作動するように点検し、整備しておくこと。また、携帯用丸のこ盤は、管理責任者を定めて、点検し、安全カバー等に不良があれば直ちに修理して、常に良好な状態に整備しておくこと。



- ① 携帯用丸のこ盤の安全カバーについて  
I. 労働安全衛生規則第28条(安全装置等の有効保持)

# コンクリート打設作業中、熱中症となった

	発生年月・時間	令和2年8月、14時00分
	被災者の属性	男性、64歳、大工、経験40年
	工事の種類	モデルハウスの基礎工事
	発注の属性	民間
	被災の程度	熱中症、休業見込み4日
	事故の型	高温・低温の物との接触



## 災害の発生状況

現場内にて、被災者は、基礎コンクリートの打設作業中、頭が痛く、気分が悪くなったため、日陰で休んでいたが、症状が悪化したため、救急車を呼んだ。



原因

- ① 災害発生当日の最高気温が摂氏 33.7 度という暑い日に屋根のない炎天下でコンクリートの打設作業等を行わせていたこと。
- ② 現場内に塩分および水分を補給ができるよう準備していなかったこと。



対策

- ① 屋根のない炎天下で作業を行う場合には、休憩時間の間隔を十分にとり、休ませること。また、直射日光を遮り、風通しのよい休憩所を確保すること。
- ② 多量の発汗を伴う作業場では、労働者に与えるために塩分および水分を補給ができるよう準備をすること。



- ① 熱中症予防対策について  
I. 労働安全衛生規則第617条(発汗作業に関する措置)